



平成 21 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和陸
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 30 日に提出しました第 49 期(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)有価証券報告書の添付資料のうち、定款の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を本日付で関東財務局に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訂正事項

定款

2. 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(取締役の責任免除) 第 25 条

(監査役の責任限定) 第 34 条

(訂正前)

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(訂正後)

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(訂正前)

(監査役の責任限定)

第 34 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、監査役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(訂正後)

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

以上